

# 「東海体育学会学術奨励賞」選考規定

平成 7 年 1 月 1 日制定  
平成 16 年 9 月 4 日改正  
平成 20 年 10 月 26 日改正  
平成 24 年 10 月 27 日改正

1. 東海体育学会は「東海体育学会学術奨励賞（以下奨励賞という）」を置く。
2. 奨励賞は、原則として本学会に所属する会員が、体育学に関して優れた内容を有する研究を実施中で、その業績の全部または一部を、選考の行われる年度の東海体育学会において発表したものの中から選考する。
3. 奨励賞は、優れた発表を行った 40 歳未満（当該年度当初時点）の会員若干名に対して授与し、受賞者には、賞状をおよび副賞を贈る。
4. 受賞候補者は選考委員会の推薦を受けて理事会で決定する。
5. 受賞候補者は対象となった研究成果を「スポーツ健康科学研究」に投稿し、論文が受理された場合に受賞となる。
6. 表彰は、選考の行われた年度以降の総会において行う。
7. 選考委員会の構成、選考の方法については別に定める。
8. 本規定の変更は理事会で行う。

付 則 本規定の改正は平成 25 年 1 月 1 日より実施する。